

令和3年度 第7回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和3年10月25日(月) 午後4時00分～午後5時00分					
招集の場所	役場本庁3階 大会議室					
出席委員 14名 欠席委員 0名	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別
	1	和喜田 重則	出	8	西崎 梅一	出
	2	孝野 覚也	出	9	河野 仁	出
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	出
	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出
	5	西口 孝	出	12	山田 聡	出
	6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出
	7	山口 深	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	10	尾崎 春夫		11	田中 定嘉	
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 5名 事務局職員 2名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	小川 博之		推進委員	下田 健二	
	推進委員	増崎 淳子		推進委員	中西 一夫	
	推進委員	山本 洋文				
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	加洲 能子	
会議の内容	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について</p> <p>議案第5号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について</p> <p>議案第6号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)</p>					

令和 3 年度第 7 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から令和 3 年度愛南町農業委員会第 7 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 14 名中 14 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 10 番、尾崎 春夫委員と 11 番、田中 定嘉委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案説明の前に、取消願と取下願が提出されましたので、ご報告いたします。3 条の取消願が 2 件、5 条の取消願が 1 件、4 条の取下願が 1 件でございます。3 条と 5 条の取消願につきましては、営農型太陽光発電事業に関する案件でございます。 3 条の 1 件目の取消願は、6 月の定例会で許可をいただきました受付番号 18 番、正木、田・1,386 m ² で 3 条地上権の案件でございます。 3 条の 2 件目の取消願は、同じく 6 月の定例会で許可をいただきました受付番号 19 番、正木、田・807 m ² で 3 条地上権の案件でございます。 5 条の取消願は、同じく 6 月に許可相当として県へ進達し、8 月 17 日付で許可をいただきました、受付番号 6 番、使用貸借で、正木、田・1,386 m ² のうち 0.39 m ² 、正木、田・807 m ² のうち 0.3 m ² の案件でございます。 4 条の取下願は、8 月の定例会で許可相当として県へ進達しておりました、受付番号 5 番、御荘長月の 3 筆、畑・499.07 m ² で、転用目的は一般個人住宅の案件でございます。 報告は以上です。何かご質問等は、ございませんでしょうか。
委員	取り下げの理由は？

事務局	<p>3条と5条の正木の営農型太陽光の関係につきましては、第三者より事業権利購入の希望がありまして、事業を譲渡することとなったので、取消をすることとなります。4条の取下願につきましては、5条申請とするために取下げをすることとなりました。</p> <p>それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>受付番号26番、御荘平山の33筆、地目・面積は田・1,609㎡、畑・24,505㎡で3条無償移転でございます。経営面積は310.4aでございます。</p> <p>受付番号27番、緑乙、地目・面積は畑・8,762㎡で3条有償移転でございます。経営面積は740.4aでございます。</p> <p>受付番号28番、正木、地目・面積は田・1,386㎡で3条地上権でございます。</p> <p>受付番号29番、正木、地目・面積は田・807㎡で3条地上権でございます。</p> <p>受付番号28番、29番は営農型太陽光発電事業に関する案件で、令和3年2月の定例会で20年間の3条使用貸借の許可を受けました農地の地上部分に、ソーラーパネルを設置することについての申請でございます。また、後ほどご説明をいたします5条の一時転用許可申請に伴うものでございます。なお本案件は、5条の一時転用許可と同じ時期にする必要がありますので、本案が可決された場合には、5条の一時転用が許可された日と同日で許可書を発行いたします。</p> <p>以上4件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第3条第2項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。26番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は33筆あるんですが、すべて御荘平山にあります。詳しくは資料の通りなんですが、病院付近に7筆。高校の農業科の校舎の付近に11筆あります。その校舎に向かう途中に6筆。譲渡人の自宅周りに6筆。国道沿いに譲渡人の農業用倉庫があるのですが、そちらが3筆。合計33筆。甘夏・河内晩柑・一部ポンカンを栽培しています。譲渡人と譲受人は親子関係で、譲渡人</p>

	<p>は元気に仕事をされておるんですけど、年齢が 81 才で、年齢を考えて自分が元気なうちに名義を息子に移したいということで、今回の申請があがっております。現地確認と、普段から自分の園地が近くにあるので見ておりますが、年間通じて丁寧に栽培・維持管理されておりますので、問題はないと思われま す。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 27 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は小学校から奥に向かって少し走った所の地域で、僧都に向かって左側の方なんですけど。申請地の手前は、畑としてみかんが植わっているんですけど、南側というか下のほうになると、ちょっと荒れております。ですから、申請地もちょっと荒れてしまっていて 10 年以上何も手を付けていない状態になっている荒れたところなんですけど、今回、譲渡人は相続した方なんですけど、譲受人が購入して、河内晩柑を植えていきたいと言っていました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 28 番 29 番お願い致します。</p>

委員	<p>場所は、小中学校の上で、6月の定例会で承認された場所です。今取下げがあった2か所です。この2か所以外は宇和島と高知の業者が太陽光で、この2か所は宿毛の業者がやる予定だったのですが、どうしても、この借受人がやりたいということで、事業の会社を変更ということで、新たな申請が出ています。現地を見に行っただけですが、この計画が出るまでは荒れ放題だったのですが、今は草も刈られて、田もたたかれて、すごくきれいな状態になっていました。以上です。ご審議の程、宜しく願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>受付番号6番、中川の2筆、地目・面積は、畑・490.46㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上1件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしく願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。6番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、56号線を宿毛のほうに向かっていきますと、旧国道と新しい国道の</p>

	<p>交差したところで、今は町道になっている旧国道を東に入った最初の家になります。今住んでいる所は、申請地の下になります。住んでいるところが手狭と老朽化のため家の裏に新しく住宅を建てる予定です。現況としましては耕作放棄地で、先月までは背丈くらいの草が伸びていましたけど、今は、草刈りをされて更地状態です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p>
	<p>次に、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 16 番、御荘長月の 3 筆、地目・面積は畑・499.07 m²でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 17 番、正木の 2 筆、地目・面積は田・2,193 m²のうち 0.69 m²でございます。転用目的は営農型太陽光発電設備でございます。なお、先程も 3 条地上権の案件でご説明いたしましたが、本申請は令和 3 年 2 月の定例会で 3 条使用貸借の許可を受けました営農型太陽光発電事業に関する案件でございます。本申請は、農地の一部にソーラーパネルを設置する際に必要な単管や電柱の設備を設置することについての一時転用申請でございます。また、農地の区分は、農用地区域内にある農地で農振農用地と判断されますが、農林水産省農村振興局長通知の「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」により、営農型太陽光発電設備に係る一時転用の場合は、農振農用地が含まれていて</p>

	<p>も、許可の対象として可否を判断するものとされておりまして、許可は可能と思われます。</p> <p>受付番号 18 番、増田、地目・面積は畑・1,416 m²でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は、農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>以上 3 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。16 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、長月本道と農道の交差したところから少し下ったところですが。前回 4 条でご審議いただいた案件で、県のほうから 5 条で申請するように言われた案件です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>17 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、小中学校の上、先程、3 条で出ていた場所です。借受人の権利をうつしたいと出ている 5 条申請です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>

委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>18番は、地元委員さんが欠席のため、事務局お願い致します。</p>
事務局	<p>場所は国道56号線を、温泉から宿毛方面へ行く道で、新しく開通した道があると思うのですが、そこのカーブの左手になります。この後の議案第4号と関連はしてくるのですが、昨年12月の定例会で許可相当というところでご審議いただき令和3年1月25日に県のほうから許可はいただいていたのですが、今回譲受人が変わるというところで5条申請が出されております。太陽光発電設備を設置されるということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号2番、増田、地目・面積は畑・1,416㎡でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。本事業は、令和3年1月25日付けで許可が出されましたが、令和3年3月31日の株主総会の決議により当初計画者が解散したため、事業の実施が困難となりましたが、承継者から太陽光発電施設として活用したいとの提示を受けたため、事業計画の変更申請が出されて</p>

	<p>おります。また、農地の区分は、農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上1件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんが欠席ですが、補足はありませんか。2番お願い致します。</p>
事務局	<p>今回、事業計画変更を出された経緯につきまして、ご説明させていただきます。当初計画者が事業を進めていまして、一部、土地所有者に対して土地代の支払いをしております。その関係で取下願ではなく、事業計画の変更ということで申請が出されております。以上です。</p>
事務局	<p>少しご説明させていただきます。先ほど議案第3号に、譲渡人から承継者へというかたちで5条が出ていますが、これは、もともとは、当初計画者のほうで許可をいただいております。しかしながら、まだ登記をしていないという形で、再度、承継者と当初計画者で5条、というやり直しですね。それともう一つはですね、先程の議案第4号につきましては、当初計画者が申請時には、少し土地代を支払っていた、という事情があったみたいです。これにつきましては、取下げではなくて、事業計画の変更ということで地方局より指導を受けておりますので、今回は少しややこしいのですが、事業計画の変更申請ということで議案第4号をあげさせていただきます。</p> <p>一般的には、取下げをしていただいて、白紙に戻すということだと思っておりますが、支払金額、お金が動いているということですので、事業の計画変更に当たるということで、こういう形で議案第4号をあげさせていただきます。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに</p>

事務局	<p>決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 5 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 5 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 10 番、城辺甲、地目・面積は畑・53 m²でございます。場所は、役場から商店街を通り抜けまして、国道に出るトンネルの手前にありますお弁当屋から北西へ 10mほど離れたあたりになります。</p> <p>対象地の調査年月日は令和 2 年 9 月 18 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われまます。また、周囲につきましても、対象地同様に山林・原野化しております。以上 1 件でございます。ご審議のほどよろしくようお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 6 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 6 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 98 番は再設定で、御荘菊川の 11 筆、地目・面積は田・550 m²、</p>

畑・7,858 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。

受付番号 99 番は再設定で、御荘菊川の 2 筆、地目・面積は田・3,625 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。

受付番号 100 番は再設定で、御荘和口、地目・面積は畑・3,651 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。

受付番号 101 番は再設定で、緑乙、地目・面積は田・4,536 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 102 番は再設定で、城辺甲の 3 筆、地目・面積は田・2,127 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 6 年でございます。

受付番号 103 番は再設定で、城辺甲、地目・面積は畑・10,635 m²、賃貸借で生産物は河内晩柑、期間は 4 年でございます。

受付番号 104 番は新規で、御荘菊川、地目・面積は田・2,606 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年の内、水稲裏作の期間であります 10 月 1 日から 3 月 31 日までの利用でございます。

受付番号 105 番は新規で、広見の 5 筆、地目・面積は田・5,371 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 7 年でございます。

以上 8 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。

議長(会長)

以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長

河野 仁

議事録署名人

尾崎 春夫

議事録署名人

田中 定嘉